## 2 民間給与関係

### 令和2年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### (1) 調査の目的

この調査は、職員の給与を検討するため、民間給与の実態を調査するものである。

#### (2) 調査の内容等

① 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

- ア 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- イ 民間企業における給与改定の状況等
- ウ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- エ 本年4月分の初任給の状況 なお、このうち、今回の報告の基礎となったのは、ア及びイに関する調査である。

#### ② 調查期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、①ア及びイに関する調査を先行して実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ①ア及びイに関する調査:6月29日(月)~7月31日(金)
- ①ウ及びエに関する調査:8月17日(月)~9月30日(水)

#### (3) 調査機関

本委員会、人事院並びに都県、政令指定都市及び特別区の各人事委員会

#### (4) 調査の範囲等

① 調查対象事業所(母集団事業所)

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 853事業所 なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査 対象から除外した。

#### ② 標本事業所の抽出

母集団事業所を、組織、規模、産業により12層に層化し、これらの層から180事業所を無作為に 抽出し調査を行った。

先行して実施した調査における調査完了事業所数は、第11表のとおりである。

#### ③ 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

## 第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

産	企業規模業	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産	業計	事業所 154	事業所 61	事業所 60	事業所 33
農	業 , 林 業 、 漁 業	0	0	0	0
	<b>、 採 石 業 , 砂 利</b> 取 <b>業 、 建 設 業</b>	9	1	4	4
製	造業	88	33	39	16
	・ガス・熱供給・水道業、 通信業、運輸業,郵便業	16	5	6	5
卸	売 業 , 小 売 業	7	7	0	0
	曲業, 保険業、不 産業, 物品賃貸業	3	3	0	0
	育 , 学 習 支 援 業 、 き, 福祉、サービス業	31	12	11	8

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため 調査対象外であることが判明した事業所が3所、調査不能の事業所が23所あった。
  - 2 調査対象事業所180所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所 3所を除いた177所に占める調査完了事業所154所の割合(調査完了率)は、87.0%である。
  - 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

## 第12表 民間における給与改定の状況

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
係	洫	28.8%	17.2%	0.7%	53.4%
課	長 級	22.5%	15.6%	1.8%	60.1%

- (注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。
  - 2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。(第13表において同じ。)。

#### 第13表 民間における定期昇給の実施状況

	Ţ	[ ]	定期昇給制度あり	定期昇給実施 定 期					定期昇給
役職員	ひ 階		削皮のり		増額	減額	変化なし	昇給中止	制度なし
係		員	91.0%	88.4%	23.2%	10.4%	54.8%	2.6%	9.0%
課	長	級	71.6%	68.1%	17.2%	6.6%	44. 4%	3.5%	28.4%

## 第14表 民間における家族手当の支給状況

支	合の有無	事業所割合	
家族手	当制度がある	88.8%	
配偶者に家族手当を支給する		(71.1%)	
家族手	当制度がない	11. 2%	
扶養家族の	配 偶 者	12, 357円	
株食家族の 構 成 別 支 給 月 額	配偶者と子1人	18, 302円	
人 和 月 (()	配偶者と子2人	23, 703円	

- (注) 1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
  - 2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

## 第15表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係 員		課長級		部 長 級(非役員)	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
48.8%	51.2%	42.3%	57.7%	41.3%	58. 7%

## 第16表 民間における賞与等の支給状況

-			
項目	区分	事務・技術等従業員	(参 考) 技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期(A <sub>1</sub> )	337, 186円	264, 085円
平均所定的福子方領	上半期(A 2)	332, 987円	259, 419円
賞与等の支給額	下半期 (B <sub>1</sub> )	761, 569円	574, 208円
貝子守の文和領	上半期 (B <sub>2</sub> )	726, 152円	525, 845円
賞与等の支給割合	下半期(B <sub>1</sub> /A <sub>1</sub> )	2.26月分	2.17月分
貝サザツメ和刮口	上半期(B 2/A 2)	2.18月分	2.03月分
年間(	の平均	4.44月分	4.20月分

<sup>(</sup>注) 下半期とは令和元年8月から令和2年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。 備 考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.50月である。

## 第17表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年	定年制なし	
	60歳	61歳以上	
98.6%	82.8%	15.8%	1.4%

<sup>(</sup>注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

## 第18表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給 与減額の状況

項目	給与減額あり		給与減額なし	
区分	NO TOURNEY Y	60歳で減額	和子例領はし	
課長級	27.8%	16.3%	72. 2%	
非 管 理 職	33.6%	20.4%	66. 4%	

<sup>(</sup>注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第19表において同じ。)。

# 第19表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	非 管 理 職
80.6%	72.1%

<sup>(</sup>注) 1 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

<sup>2</sup> 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

<sup>2</sup> 本表の調査対象事業所は5事業所以下である。